

万里一空



町長 上浦 登

4月の初めは、二十四節気の中の「清明」とされています。清明とは「清浄明潔（しょうじょうめいけつ）」を略したもので、草木の花が咲き始めることで春先の清らかで生き生きとした様子を表すとされており、町内でも山桜が咲き始め、冬の間、寂しかった山々にも彩が見られるようになりました。

これから町内でも満開の桜を目にされることと思いますが、豊能町は大阪市内からも近く、多くの自然に恵まれているため、皆さんの中にも豊かな自然に魅せられてお住まいになられた方もおられるかと思います。

本町では、昭和40年代から始まった宅地開発により人口が急増し、その後、平成7年をピークに人口の減少が続いていますが、そうした中でも、ときわ台地区では、ここ数年、建替えや新築される家屋を目にするようになりました。他の地区でも家屋の建替えや新築は見られますが、ときわ台地区では、平成29年から7年間で80戸あまりの家屋が新築されており、人口の減少は続くものの、他の地区と比べますとその傾向は緩やかなものとなっています。

ときわ台地区は開発から50年以上が経過し、家屋の築年数もそれに伴い経過しているため、こうした傾向がみられるようで、新築された家屋には若年層の皆さんにもお住まいいただいていることと思います。

町としましても、定住人口の増加に向け、この間、既存空き家の除却補助金や移住就職応援支援金などの施策に取り組んでおり、これからもこうした定住化施策を進めますとともに、新たにお住まいいただいた皆さんにとって、住みやすく子育てしやすい町となるようさまざまな施策に取り組んでいくところです。

令和7年度の施策につきましては、改めてこのコーナーでご紹介させていただきますが、引き続き、新たにお住まいいただいた方をはじめ多くの皆さんに、住んでよかったと思っていただける町となるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

令和7年度の固定資産課税台帳および縦覧帳簿がご覧いただけます

自己の所有する固定資産の評価額および税額を記載した「固定資産課税台帳」と、固定資産の評価額が他の土地や家屋と比較して適正かを判断するための参考資料として、町内にある固定資産の所在地番や評価額を記載した「縦覧帳簿」が下記のとおりご覧いただけます。

なお、固定資産課税台帳に新たに登録された価格について、不服がある場合には、税務課にお問い合わせのうえ、固定資産評価審査委員会（総務課内）に文書をもって審査の申出をすることができます。

令和7年度固定資産税納税通知書は5月中旬に発送する予定です。

	固定資産課税台帳	縦覧帳簿
ご覧いただける方	固定資産税の納税義務者 納税義務者の同一世帯の親族 納税管理人 借地人、借家人 委任を受けた代理人 など	固定資産税の納税者 納税者の同一世帯の親族 納税管理人 納税者の委任を受けた代理人 注:非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は納税者でないため縦覧できません。 賦課期日(令和7年1月1日)後に所有者となった方は縦覧できません。
対象となる固定資産	固定資産課税台帳により、ご自身が所有等される土地・家屋の評価額、税額などが閲覧できます。	縦覧帳簿により、町内の土地・家屋(自己所有物 件以外も含む)の評価額などが縦覧できます。
期間	4月1日(火)～※土・日・祝日など役場閉庁日を除く	4月1日(火)～6月2日(月)※土・日・祝日など役場閉庁日を除く
時間・場所	・午前9時～午後5時 ・税務課および吉川支所の各窓口	
持ち物	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など) ※代理人は、委任状が必要です。 ※借地人・借家人は、賃貸借契約書などの写しが必要です。	
手数料	名寄1件につき300円※ただし、6月2日(月)までは無料	無料

問＝税務課 ☎739-3417

【国民健康保険に関するお知らせ】

人間ドック受診費用の一部助成について

人間ドックを受診する方を対象に人間ドックの受診費用の一部を助成します。人間ドックと特定健康診査はどちらか一方の受診となります。

要件＝次の(1)～(6)全てに該当する豊能町国民健康保険加入者が対象です。

- (1) 豊能町国民健康保険の被保険者期間中に助成対象となる全ての検査項目を実施する人間ドックを受診した方
- (2) 同じ年度内において、特定健康診査を受診していない方
- (3) 人間ドック受診日において40歳以上74歳以下の方
- (4) 申請日において、納期限到来の国民健康保険料を完納している世帯に属する方
- (5) 同じ年度内において、人間ドック助成金の交付を受けていない方
- (6) 人間ドックの検査結果の写しを提出し、特定保健指導およびその他の保健事業の対象者となった場合、当該保健事業を受けることに同意する方

助成金額＝年度中（4月1日～翌年3月31日）1回に限り、13,000円を限度に助成します。

※医療機関などでの支払額が13,000円を下回る場合は、その支払額が上限となります。

申請期限＝人間ドック受診後3カ月以内を目安に申請してください。

助成対象となる検査項目＝次の項目が全て記載された検査結果の写しを提出してください。

検査項目	
特定健康診査で決められた項目	特定健診の項目に町独自で追加する項目
○ 身体測定（身長・体重）・腹囲測定 ○ 血圧測定	○ 尿検査…尿潜血
○ 医師の判定 ○ 尿検査…尿蛋白・尿糖	○ 血液検査…血清アルブミン・白血球・赤血球・
○ 血液検査…中性脂肪（空腹時または随時）・HDLコレステロール・LDLコレステロール・AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)・血糖（空腹時または随時）・HbA1c・血清尿酸・eGFR・血清クレアチニン	血色素・ヘマトクリット値

申請に必要なもの＝申請書、豊能町国民健康保険の「被保険者資格を確認できるもの※」、印鑑、振込口座のわかるもの、人間ドック受診費用の領収書（受診日、病院名、受診者、金額が記載されたもの）、人間ドック受診結果の写し（医師の氏名が記載されたもの）

※〈1〉～〈3〉のいずれか 〈1〉資格情報のお知らせ 〈2〉資格確認書 〈3〉被保険者証（有効期限内のものに限る。）

提出先＝保険課または吉川支所 **問**＝保険課 ☎ 739-3422

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

後期高齢者医療健康診査・歯科健診について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査および歯科健診を実施しています。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」・「歯科健診のお知らせ」をお送りします（年度途中に新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします）。

広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中（4月1日～翌年3月31日）に1回、無料で受診することができます。

健康診査の受診の際は**受診券と「被保険者資格を確認できるもの※」**を、歯科健診の受診の際は**「被保険者資格を確認できるもの※」**を忘れずにお持ちください（歯科健診の受診券はありません）。

※〈1〉～〈3〉のいずれか 〈1〉マイナ保険証 〈2〉資格確認書 〈3〉被保険者証（7月31日（木）まで使用可能）

ただし、以下に該当する方は、健康診査および歯科健診の対象外となります。

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の方 ②施設に入所または入居している方（退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、お問い合わせください。）

・事前に必ず受診希望の医療機関および歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。

・人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック（公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る）を受診された場合の費用の一部を助成しています。

助成金額＝各年度中（4月1日～翌年3月31日）1回の受診に対し、26,000円を上限に助成します。

申請に必要なもの＝①申請書（質問票を含む）…申請時にお渡します。 ②本人確認書類 ③振込口座のわかるもの ④人間ドック受診費用の領収書 ⑤人間ドック受診結果の写し ※詳細は、受診券に同封の案内文をご覧ください。

提出先＝保険課または吉川支所

問＝大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎ 06-4790-2031 FAX 06-4790-2030 ※受付時間：月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時30分 または保険課（国保） ☎ 739-3422

案内一般

豊能町住宅建替え促進事業 既存空き家除却補助金について

豊能町住宅建替え促進事業として、「既存空き家除却補助金」の交付申請の受付をします。

受付期間 4月14日（月）～

※予定件数に達した時点で終了

既存空き家除却補助

補助の交付対象となる空き家

- ・町内の個人所有の空き家住宅（1年以上空き家であること）
- ・再建築可能な敷地にあること
- ・違法建築でないこと
- ・除却後に建築物の存在しない更地となること（※ボックスカルバート等地下駐車場等は除く）

補助の交付対象者

- ・補助対象空き家に係る所有権等を有する個人であること
- ・町税を滞納していないこと

補助額 除却に要する費用（消費税を除く）の30%で、最大75万円

※千円未満は切り捨て

申請方法 都市計画課へ申請書類の提出（窓口・郵送）

申請書類は町ホームページにて取得可能です。

固定資産税の減免

対象 「既存空き家除却補助金」の交付を受け、「空き家除却確認書」および「認定敷地証明書」の交付を受けた土地

減免期間 対象空き家を除却した日以後に到来する1月1日の属する年度の翌年度から最大3年間

申請方法 税務課へ「認定敷地証明書」の写しを提出。詳細は税務課へお問い合わせください。

※令和7年度予算が成立しないなどの場合は事業が行われないことがあります。

問 （除却補助制度）都市計画課

739・3425

（固定資産税）税務課

739・3417

注意 補助に関する問合せなどについては、吉川支所では対応できません。

自転車用ヘルメット購入費助成金について

自転車に乗られるお子さまの安全のため、「豊能町自転車用ヘルメット購入費助成金」の交付申請の受付をします。

受付期間 4月14日（月）～9月30日（火）

※郵送の場合は9月30日（火）の消印まで有効

※受付期間中であっても、予定件数に達した時点で終了となります。

助成金の交付対象者（ヘルメット使用者） 15歳までの豊能町在住者

※過去に本制度を利用して助成金を交付されたお子さまは対象となりません。

申請者 交付対象者の保護者など

対象ヘルメット 令和6年4月1日以降に購入された、安全基準を満たすことを証するマークなどが付された新品の自転車用ヘルメット

助成金交付額 購入に要した費用（消費税を含む）で、上限2千円まで助成

※百円未満は切り捨て

申請方法 都市計画課へ申請書類などの提出（窓口・郵送）

申請に必要な書類

- ・交付申請書兼請求書（町ホームページにて取得可能です）
- ・購入したことを証する領収書、レシート等
- ・ヘルメット使用者の身分証明書の写し
- ・申請者の身分証明書の写し
- ・購入したヘルメットの写真

※詳細は町ホームページでご確認ください。

ただけです。

※令和7年度予算が成立しないなどの場合は事業が行われないことがあります。

問 都市計画課

739・3425

注意 自転車用ヘルメット購入費助成金交付に関する問合せなどについては、吉川支所では対応できません。

大阪産（もん）デジタルスタンプラリー『北摂いちご』摘みたての真っ赤な輝きをあなたと！

北摂地域で生産された「北摂いちご」を知り、味わっていただくことを目的にデジタルスタンプラリーが開催されます。各地の販売店や農園等を巡ってみましょう。

時 4月13日（日）～5月28日（水）

所 北摂いちごを取り扱う北部地域の店舗、観光農園等

内 無料スマホアプリ「Spot our」を使用したデジタルスタンプラリー

詳しくはこちら

・コース達成者には抽選で景品をプ



詳しくはこちら

レゼント

問Ⅱ大阪府北部農と緑の総合事務所
農の普及課

☎ 072・627・1121（代表）

2025年大阪・関西万博に豊能町の子どもたちを無料招待します

町では、次代を担う子どもたちに最先端の技術やサービスなどに直接触れる体験を重ね、将来に向けての夢と希望を感じ取ってもらうために、4月13日（日）～10月13日（月・祝）に夢洲で開催される大阪・関西万博に町内の子どもたちを無料招待します。

対Ⅱ申請日において、町内に在住し、4月1日時点で4歳から17歳の方
※ただし、満18歳以上であっても高等学校等在学中であれば、対象となります。

※3歳以下は入場料無料
申Ⅱ9月30日（火）まで

チケット種別Ⅱ対象者1人につき、万博の入場券「チケットID」を1枚配布



申請方法等の詳細はこちらをご覧ください。

問Ⅱ大阪府万博子ども招待コールセンター

☎ 06・7526・3090

※土日祝日を除く午前9時～午後6時

地籍調査事業実施のお知らせ

地籍調査とは、一筆ごとの土地の地番、所有者、地目、境界や面積を調査し、登記所に備え付けられている登記簿と公図を正しく改める事業です。

この事業は国土調査法に基づき、国土の保全と地籍の明確化を目的としており、豊能町においては令和3年度より地籍調査事業を実施しています。

昨年度まではときわ台四丁目地区において調査を行っていましたが、今年度からは新たに「東ときわ台二丁目地区」において事業着手を予定しています。

調査対象地区およびその隣接に土地を所有されている皆さまには、土地境界確認の立会や測量のための土地への立入など、ご協力をお願いすることになります。

対象となる方には、その都度、案内文にて通知しますので、ご理解ご協力頂きますようお願いいたします。

問Ⅱ建設課
☎ 739・3423

高山コミュニティセンター 右近の郷 たけのこ掘り体験のご案内

春の味覚・たけのこをみんなで掘ってみませんか。

時Ⅱ4月29日（火・祝）

5月6日（火・祝）

※雨天決行

※2日間開催します。ご希望の日程で申込みください（両日ご参加いただくこともできます。料金は1日ごとに必要です）。

受付場所Ⅱ右近の郷

受付時間Ⅱ午前10時～10時20分

※受付後、参加者全員で竹やぶに移動します。ので時間厳守をお願いします。

¥Ⅱ1組：2,500円（税込み）

※1組につき、たけのこ2本のお土産付き（たけのこの発育状況により、お土産のたけのこの本数が変更になる場合があります）

※食事はつきません。ご持参いただくか、併設の「右近食堂」でも軽食を販売していますのでご利用ください。

※1本300円でたけのこの追加販売もあります。「右近の郷直売所」では地元的新鲜野菜も販売しています（午前9時30分～なくなり次第終了）。

（広告）

広告

持Ⅱ汚れても良い服装・靴（長靴）、軍手、帽子、飲み物、雨具
申Ⅱ左記申込みフォームより申込みください



申込みはこちら

締Ⅱ4月25日（金）
問Ⅱ株式会社ブラッド

☎ 06・7494・3311（平日・午前10時～午後5時）

※株式会社ブラッドは右近の郷の指定管理者です。

高山コミュニティセンター 右近の郷
☎ 741・1959（土日：午前10時～午後5時）